

資料紹介

ヒューム『イングランド史』抄訳(1) 第23章末尾小括

池	田	和	央
犬	塚		元
壽	里		竜

1. 『イングランド史』抄訳について
2. 翻訳と訳注：『イングランド史』第23章末尾小括
3. 解題：『イングランド史』の方法と主題

『イングランド史』抄訳について

この『イングランド史』抄訳は、池田和央、犬塚元、壽里竜の三名によって2000年7月1日から2003年3月16日までに計21回、開催された研究会の成果である。研究会は、デヴィッド・ヒュームの『イングランド史』全巻を輪読することを目的としていたが、その目的を達成した後、『イングランド史』の抄訳を行い、その部分を中心に解題を付すことで、その成果を具体的な形にすることにした。

どの部分を訳出するかについては色々な意見があった。『イングランド史』の「附録 Appendix」には文明の発展度についてのヒュームによる概観がまとまった形で展開されており、抄訳として訳出するには比較的適した箇所と考えられたのだが、同時に、「附録」を中心に訳出することは附録と本体との位置づけを転倒する（あるいはその傾向を助長する）ことになるのではないかとの懸念もあった。しかし、意見交換を重ねた結果、イングランドの歴史やヒュームを研究する専門家以外にも比較的読みやすい「附録」や、ヒュームによるまとまった概観が示されている箇所を訳出していくことは、結果的に『イングランド史』そのものにたいする関心を喚起していくことに資するであろうということで最終的に合意した。

今回の第23章末尾小括部分の分担については、壽里が下訳を作成し、それをもとに三名で話し合いを重ね、最終的に壽里が訳文をとりまとめた。訳注については壽里が、解題は犬塚が担当した。訳語の選定や訳文の解釈については、場合によって三人の間で合意に達しない場合もあるが、無理に統一することをせず、その旨を訳注などで明記する方針をとった。

凡 例

- 一、訳出にあたり、ヒュームが生前最後に改定した版 *The History of England, from the invasion of Julius Caesar to the revolution in 1688*, In eight volumes. By David Hume, Esq; A new edition, with author's last

corrections and improvements. To which is prefixed, a short account of his life, Written by himself. London: printed for T. Cadell: in the Strand, 1778を用いた。訳文中のページ数、および注で言及する『イングランド史』の巻数・ページ数については、汎用性を考慮し、最終版を元本とする Liberty Fund 社の Liberty Classics 版（以下「リバティ版」とする）のページ数を示した。また各パラグラフの末尾にパラグラフ番号を挿入した。

- 一、各版対照にあたっては、カンマ、セミコロンなどの位置の変化や追加、削除については特に言及しなかった。なお、訳文中の傍点は原文イタリック、〔 〕は文意を補足するために訳者が挿入したものである。
- 一、原注における後注・脚注の区別については、原典最終版に従った。注に付された記号については原典最終版のアルファベットに従った。したがって、リバティ版に付された注のアルファベットとは異なっている。なお、アラビア数字のついた訳注は、訳者の付した注である。

（壽里 竜）

『イングランド史』第23章末尾小括¹⁾

[518] こうして〔リチャード三世の死とヘンリ七世の即位に至るまでをみてきた〕われわれは、連続する多くの野蛮な時代を通りぬけイングランドの歴史を追いかけてきて、ついに文明 civility²⁾

1) 今回の訳出箇所は、六巻本構成のリバティ版では第二巻末尾にあるが、もともとは1762年に *The History of England, from the invasion of Julius Caesar to the accession of Henry VII.* By David Hume, Esq. London: printed for A. Millar として二巻本で出版されたものである。ジェソップ (T. E. Jessop, *A Bibliography of David Hume and of Scottish philosophy from Francis Hutcheson to Lord Balfour*, Russell & Russell, 1966, pp.29-30) によれば、同年に、54・57年に『グレート・ブリテン史』(*The History of Great Britain*) 一・二巻として出版された(スチュアート期を扱った)巻の表紙を『イングランド史』五・六巻とし、さらに残りのチューダー期(59年出版)の二巻と上記のサクソン・ノルマン期の二巻(表紙と中身はそのまま)をあわせた計六巻がセットで出版された(printed for A. Millar)。さらに1763年に、すべての巻をあわせて、八巻本として出版された(printed for A. Millar)。 *English Short Title Catalogue 1473-1800 on CD-ROM*, Thomson Gale in association with the British Library, 2003で確認する限り、その後67年(6 vols., London, printed for A. Millar; and sold by T. Cadell)、70年(8 vols., London, printed for T. Cadell, (successor to A. Millar))、73年(8 vols., London, printed for T. Cadell)と続く。この間、少なくとも69年、72年、75-6年にダブリンから『イングランド史』のセットが出版されているが、当時のダブリンは海賊版の拠点であり、完全に正規版とは判断できないため、今回の各版対照では除外した。また Fieser によると上記以外にもいくつかの版が存在するという。今回は、現段階で所在の確認ができた67年の八巻本(大阪大学附属図書館所蔵)のみを上記の各版対照に加えた (James Fieser, "A bibliography of Hume's writings and early responses," Thoemmes Press, 2003, http://www.thoemmes.com/18cphil/hume_biblio.pdf)

2) "civility" という語については「礼節」という訳語が用いられる場合もあり、実際ヒュームもとくに礼儀作法の側面を強調してこの語を用いている事例もある。しかし、ここでは必ずしも礼儀作法だけ

と学問 sciences の夜明けに到達した。そして今や、われわれが歴史を叙述するにあたってより多くの確実性がもてるという見通しと、読者の関心により値する光景を呈示しようという見通しの両方がある。だが、こうして長々と叙述してきた各時代について等しく確実性と〔読者の興味を引くような〕事柄が欠如していると不平を述べるべきではない。この島国は、多くの歴史的古文書にくわえて、非常に信用のおける数多くの古代の³⁾歴史家にもめぐまれている。ローマの学術が衰退した後、イングランド人は他のヨーロッパ諸国民と同じくらい開化されていなかった uncultivated のだが、それほどまで開化されていなかった人びとの手による年代記が、非常に完璧なかたちで、しかも虚偽や作り話との混合がこれほど少なく後世に伝わったことは、非常にまれである。われわれはこの長所をローマ教会の聖職者に全面的に負っている。その彼らは、自分たちの権威をすぐれた知識に置いていたので、古代の貴重な文献を全滅から保護した¹⁾。彼らは数々の特権と法的免除という庇護のもとで、彼らがいたずらに主張してやまなかつた迷信という手段によって、あの騒々しく放縦な時代の正義と人間性〔なるもの〕から身を守っていたのである。あるいはまた、〔読者の関心により値する光景か否かについていうならば〕当時の歴史がわれわれに示す光景は、まったくもって面白くないわけでも教訓にならないわけでもない。あらゆる様相をみせる人間の生活様式 human manners⁴⁾ を観察することは得るものが多く、そして心地よいものである。そして、色々

ゝにとどまらず、人間の振る舞いや精神活動全般にかかわる概念なので、あえて「文明」の訳語を用いた。なお『ジョンソン英語辞典』には、「礼節」や「丁寧な振る舞い」よりも前に「野蛮ではないこと；文明化された状態」の意味が記されている (Samuel Johnson, *A Dictionary of the English Language*, rep. Yushodo, 1983)。

3) ヒュームが“ancient”という語を用いる場合、とくに歴史的な区分とは関係なく「以前の」を意味する例は除くと、大きく二つの意味に分かれる。第一はいわゆる古代ギリシャ・ローマ文明の時代を指して「古代」と言う場合であり、第二は主としてローマ帝国崩壊以降のヨーロッパを指して「古代」と言う場合である。とくに後者は“Gothic”や“feudal”と相関的に用いられている。一例をあげれば、『政治論集』の「技芸の洗練について」の一節に「もし彼らが古代の諸侯 the ancient barons のように自らの独立を維持していたら…」 (Hume, *Essays, Moral, Political, and Literary*, ed. by Eugene F. Miller, Liberty Fund, 1987, p.277) という表現があるが、この「古代の諸侯」は初版から1760年の全集版までは「ゴシックの諸侯 the Gothic barons」 (*Essays*, p.631) であった。また『イングランド史』には“ancient Gothic”、“ancient feudal”といった表現がいくつか見られる。そこで対比されているのは、『イングランド史』の一つの主題である近代的自由の原理が確立した社会である。次の一文を見よ。「その組織の古代のゴシック的な部分と自由の近年の体系との間にある非常に明白な途方もない矛盾は、十分に矯正された。お互いにとって幸福なことに、王と人民は最終的に自らの適切な境界を知ることを教えられた」 (*History*, VI: 475-6)。なお、「中世 middle age(s)」という表現は、『イングランド史』の中で二回 (*History*, I: 266、もう一つは本訳文の後注 T の中) しか出てこない。

t) 「本巻末尾の注 L を見よ。」

4) 1773年版まで“human manners and actions”。ヒュームをふくむスコットランド啓蒙を理解する上で、この manners 概念の意義については、John G. A. Pocock, “Virtues, rights, and manners: A model for historians of political thought,” in *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge U. P., 1985, 田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房、↗

な時期の様々な様相が恐ろしいものや不快感を与えるものに見えるとしても、われわれはそこからより熱心に学問と文明とを大事にすることを学ぶだろう。[519] 学問と文明は徳や人間性と密接につながっているものであるから、それは迷信に対する最上の解毒剤であるのと同じように、あらゆる類の悪徳と無秩序に対するもっとも効果的な治療薬でもあるのだ。<1/15>

技芸と学問の興隆、進歩、完成、衰退は思索の興味深い対象であり、世俗世界におけるやりとり civil transactions の叙述と密接にむすびついている。どの特定の期間に起こった出来事であれそれを完全に説明するためには、その期間にそれぞれの分野でどの程度前進していたかを考察することが不可欠なのである。<2/15>

社会の全般的な変転へと目を向ける人たちは、人間精神のほぼすべての改善がおよそアウグストゥスの時代にほぼ完成の状態に達したこととともに、その時点あるいはその時期から目に見えて衰退していったこと、そこから人びとが次第に無知と野蛮へと逆戻りしたことに気づくであろう。ローマ帝国の無制限な拡張と、その君主たち⁵⁾によるその後の専制は、すべての競争心を消しさつてしまい、人間の寛大なる精神 the generous spirits をおとしめ、すべての洗練された技芸をはぐくみ活気づけるあの高貴な炎を消沈させてしまった⁶⁾。すぐ後につづいて起こった軍事的な統治は、人びとの生命と所有についてさえ安全でなく不安定なものにした。この軍事的統治は、農業・製造業・商業といったより通俗的でより必要度の高い技芸にとって破滅的で、結局は、帝国の巨大な構造を唯一支えることもできたであろう軍事的な技術や気風それ自体にとっても破滅的であることが明らかとなった⁷⁾。その直後に続いた野蛮な諸国民の侵入は、すでに大いに衰退していた人間の知

\\1993年、Nicholas Phillipson, "Propriety, Property and Prudence," in Phillipson and Quentin Skinner (eds.) *Political Discourse in Early Modern Britain*, Cambridge U. P., 1993, 坂本達哉『ヒュームの文明社会』創文社、1995年などを見よ。訳語については、坂本は「生活様式」と訳し、ポーコックの前掲書を訳した田中は「作法」の語を当てている。また、より一般的に、この時代の manners には「習俗」や「風習」といった訳語が用いられることもある。池田・犬塚・壽里で話し合った結果、訳語の統一については合意に至らなかったため、今回の訳出分については訳者代表として壽里が「生活様式」の訳語を採用することとなった旨、ここに記しておく。

5) 最終版では "its monarchs" だが、1770年版まで "the monarchs"。73年版ではすでに変更されている。

6) ヒュームは『政治論集』の論説「技芸の洗練について」において、アジア的奢侈の流入がローマ帝国を墮落・崩壊させたとの通説に対してこう答えている。「しかしこれらの著述家たちはローマ国家における無秩序の原因を誤解し、実際には悪く設計された政府と無制限の征服とから生じてくるものを奢侈と技芸のせいにしたことを証明するのは困難ではないだろう」(Essays, p.276)。なお、他国間との競争の意義については、『道徳政治論集』や『政治論集』の中でもくり返し指摘されている。たとえば「近隣諸国の間から自然に生じてくる競争は、改善の明白な源泉である」(Essays, p.119)。「ライバル諸国間の競争は、むしろそれら全ての国において勤労を生き活きたもつのに役立つ」(Essays, p.330)。

7) ヒュームは『政治論集』の論説「勢力均衡について」の中で、巨大な国家の崩壊の原因について次のように述べている。「法外な大きさの君主国は、それが進展する場合にも、維持される場合にも、それが確立してから早晚訪れる崩壊の場合でさえ、おそらく人間本性にとって破壊的である。君主を強大にした軍事的気風は、まもなくこうした政府の宮廷、首都、中心部を離れてしまい、他方、戦争はそこへ

識すべてを圧倒してしまった⁸⁾。そして、人びとは時代を経るごとにより深く、無知と愚行と迷信へと沈んでいき、ついには古代の学問と歴史の光が、すべてのヨーロッパの諸国民のなかからほぼ全面的に消え去ってしまいそうになった。<3/15>

だが、絶頂と同様、どん底もあるのであって、そこから人間事象は自然と反対方向⁹⁾に転じ、それを超えてはめったにそれ以上進歩したり、衰退したりすることはない¹⁰⁾。キリスト教世界の人びとがもっとも深く無知の状態に落ち込み、それゆえあらゆる類の混乱に陥っていた期間は、11世紀、ウィリアム征服王の時代ごろと定めるのが正しいだろう。その時代から、学問という太陽がふたたび昇りはじめ、多くの微光を放つようになり、それらは15世紀に学芸が復活する本格的な朝の先駆けとなったのである。デーン人や他の北方民族は、[520] 長きにわたってヨーロッパのすべての沿岸と、内陸部までも侵略しながら横行していたのだが、そのなかで彼らはいまや耕作と農業の技術を学び地元で確実な¹¹⁾ 生活の糧を見出したので、もはや強奪や近隣の略奪にたよる不安定な生活のために自分たちの勤労を見はなす気にはなれなかった。また、彼らより南方の民族のあいだでは封建的な統治がある種の体系になっていた。その奇妙な政治体 *civil polity* は、自由と安寧のどちらを保証するにもふさわしくなかったが、それ以前にいたるところで広まっていた全面的な放縦

から非常に離れたところで行われ、国家のほんのわずかな人たちの関心を惹くだけとなる。愛着によって君主を慕う古くからの貴族はすべて宮廷で暮らし、娯楽とも幸運とも縁遠い辺境の野蛮な辺境に赴かせるような軍務を受け入れようとはしなくなる。したがって、国の軍事は熱意も愛着も名誉もない傭兵軍に任せられる。彼らはことあるごとに君主に背き、給料を支払ってくれて略奪命知らずの不満分子に加わってしまう。これが、人間事象の必然的な成り行きなのである」(*Essays*, pp.340-1)。

8) 若きヒュームの遺した草稿の一つ「騎士道と近代的名誉に関する歴史的論考」は次の出だしから始まる。「世界に対するローマ人の暴政と、ローマ人自身に対するローマ皇帝の暴政とが地球上から全ての徳・機知・理性を消し去ってしまうと、人類の間にはその微かな痕跡と足跡しか残らなくなった」。また、それにつづいてローマ人の陥っていた衰退状況を、侵入してきた野蛮人の進取の気象と対比している。「古代の住人たちは、回復しがたい怠惰と不活発に陥っており、先祖から彼らに伝わったこれらの技芸の完成をおろかにも失って、新しい技芸を發明する状況にあるとは考えられない。逆に征服者はその仕事に向かってせっせと自ら進んでやってきて、これらの主題の目新しさと軍事上の勝利に鼓舞されながら、自然に古代の台木に新しい果実を接ぎ木したのであろう」(“David Hume’s ‘An Historical Essay on the Chivalry and Modern Honour’,” transcribed by E. C. Mossner, *Modern Philology* (45) pp.54-60, 56. 草稿から活字化される際に生じた誤記・誤植、およびこの草稿の執筆時期推定については M. A. Stewart, “The Dating of Hume’s Manuscripts,” in Paul Wood (ed.) *The Scottish Enlightenment: Essays in Reinterpretation*, University of Rochester Press, 2000, pp.267-314を見よ)。

9) 最終版では “in a contrary direction” だが、1773年版まで “in a contrary progress”。

10) 『政治論集』の論説「古代人口の稠密について」でも、ヒュームは次のように述べている。「技芸と学問は、実際、ある時代には栄え、別の時代には衰退してきた。しかし、ある人民の間で最高の完成の域に達した時、おそらくすべての近隣諸国にはまったく知られていなかったこと、それらはある時代にはあまねく衰退しても、次の世代において再び復興して、世界中に広まったことを観察するだろう」(*Essays*, p.378)。

11) 最終版では “certain” だが、1773年版まで “settled”。

と無秩序よりは望ましかった。だが、おそらくこの時代の改善に寄与した出来事としては、あまり注目されてこなかったが、1130年ごろイタリアのアマルフィという街でユスティニアヌス法典の写本が偶然発見された出来事を越えるものはないだろう。<4/15>

聖職者たちには余暇があり、彼らはそれなりに研究をたしなんでいたもので、すぐに熱心にこの卓越した法学体系を採用し、その知識をヨーロッパの各地に広めた。その法学体系が本来もっていた実用性の高さにくわえて、それが彼らに勧められたのは、その法学体系が起源において帝国の首都であったローマとつながっていたためであって、その法を西側世界全体に広めることによって彼らの宗教の中核であるローマが新たな威光と権威を獲得するように思えたからである。ユスティニアヌス法典の発見から10年もたたないうちに、カンタベリ大司教テオバルドの庇護にあるヴァカリウスは、オックスフォード大学でローマ法 civil law の公開講義をおこなった。聖職者たちはいたるところで、それを熱心に勧めたり自ら実例を示したりすることによって、この新しい学問に対する最高度の尊敬を広める手段となった。その階層にいる人びと〔聖職者たち〕は、守るべきものを多く所有していたので、彼らが法の研究へと向かったのはある意味では必然的であった。彼らの土地はしばしば諸王や諸侯 barons の横暴によって危険にさらされていたので、一般的で衡平をもたらす規則を遵守させることは彼らの利益にかなっていたし、それらが遵守されることによってのみ彼らは保護を受ける可能性があったのである。彼らはその時代のすべての知識をもち、思索の習慣をもつ唯一の存在だったので、法の学問のみならず法の実践もほとんど彼らが行うことになった。聖職者たちがまったくそんなことをする必要がなかったにもかかわらず教会法とローマ法を密接に結びつけたことによって、イングランドの俗信徒たちは警戒心をいだくようになり、多くのヨーロッパ諸国とは違ってローマ法が〔イングランドの〕国内法として採用されることがなくなったのは確かである。しかし、ローマ法の大部分は〔521〕ひそかに法廷の実務に持ち込まれていたものであり、近隣諸国を模倣することでイングランド人は徐々に自国の法を粗野で不完全であった元々の状態から引き上げようとしてつとめたのである。<5/15>

ヨーロッパが、古代人からそれほど完璧な学芸 art〔すなわち法学〕を一挙に継承したことから獲得してきた利点を理解するのはたやすいことである。この学芸はまた、他のすべての学芸に安定をあたえるのにも非常に必要なもので、判断力を洗練するだけでなくさらに堅固にすることによって、さらなる改善のモデルとしても役立った。ローマ法が公益と私益の両方に対して目に見える効用をもたらしたことは、より高尚で思弁的な諸学問がまったく魅力をもたらさなかった時代に、ローマ法の研究を促進した。こうして、腐敗せずに残っていた古代の学術の最後の部門が、幸いにも、はじめて近代世界へと伝えられたのであった。〔法学が古代の学術の最後の残りであると述べたが、それ〕というのも、注目すべきことに、哲学者たちが一様に迷信と詭弁に、詩人たちと歴史家たちが野蛮さに染まっていたローマの学術の衰退期において、他の国々ではほとんど学問や洗練 politeness のモデルではない法律家こそ、依然として自分たちの先達について恒常的に研究しそれらを忠実に模倣することによって、彼らの決定と推論においては以前と同様の良識を、言葉づかい

と表現においても同様の純粹さを維持することができたからである。<6/15>

そのローマ法に追加的な長所を加えたものは、全ヨーロッパ諸国民、とりわけサクソン人や古代イングランド人のあいだにそれまで存在していた法学の極端な不完全さであった。その当時、正義の執行において横行していた出鱈目¹²⁾は、今日まで残っていて信頼に足る古代サクソン法の古文書から伺い知ることができるであろう。古代サクソン法では、罰金の支払いによる減刑があらゆる犯罪で受けいれられ、人命や肢体に対しては決まった値段が定められていた。また、すべての侵害に対して私的な復讐が認められていたし、証拠としては神判 *ordeal*¹³⁾、嚙下裁判 *corsnet*¹⁴⁾、後には決闘が採用されていた。判事たちは田舎者の自由土地保有者であり、唐突に招集されて、たった一回の討論や徒党同士の口論で訴訟を片付けていた。こうした社会状態は、粗野な自然状態をほとんど超え出ていなかったのである。一般的で衡平をもたらす格率のかわりに、暴力があまねく広まっていた。当時、自由といわれていたものは、ただ統治を受け入れる *submitting to government* 能力がないということにすぎなかった。自らの生命と所有を法によって守られていない人たちは、強力な首領のもとに個人的に隷属したり [522] すり寄ったりすることによって、あるいは自ら結集することによって、安全な場所を捜し求めた。<7/15>

改善が次第に進んだことが、ヨーロッパ人をこの開化されていない状態からいくぶん引き上げることになった。とくにこの島国における事情は、いち早く正義と自由に好ましい方向へ向いた。公務・公職に従事することは、イングランド人のあいだではすぐに名誉あることとなった。その国〔イングランド〕の人びとがおかれた状況ゆえ、近隣諸国ほど戦争にそれほどつねに関心を払う必要もなく、軍事的な職業だけが尊重されることもなかったのである。こうしてジェントリそして貴族さえも、法に通じることを教育上必要な¹⁵⁾部分と考え始めるようになったのである。また彼らは、それ以降の時代と比べるならば、他の学問によってこの種の研究から注意をそらされてもいなかった。そうしてヘンリ六世の時代には、フォーテスキューがいうところによれば、法学院には約2,000人の学生がおり、そのほとんどは高貴な生まれで、世俗世界についての知識 *civil knowledge* のこの部門〔法学〕に没頭していた。こうした状況は、統治にかんする学問 *science of government*

12) 最終版では “The absurdities which prevailed…” だが、1767年版まで “What absurdities prevailed…”。

13) 「アングロ・サクソン期に遡る刑事裁判の方法で、*judicium dei* (神の裁判) ともいう。(略) 具体的には *fire ordeal* (火神判)、*water ordeal* (水神判) などがあった」(田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、609頁)。

14) この単語はヒュームの全著作を通じて、この箇所にはしか現れないが、“*corsned*” の別表記と考えて間違いはない。『イングランド史』第一巻の附録一 (Appendix 1) には、次の一文が見られる。「嚙下 *corsned* と呼ばれる聖別されたケーキ *consecrated cake* が作り出され、もし当該人物がそれを飲み込んで消化することができれば、その人は無罪を宣告された」(*History*, I: 181)。「アングロ・サクソン期に用いられた審判方法の一つで、訴追を受けている者が、約1ポンドの重量のパン又はチーズを、一定の宣誓をして嚙下し、成功すれば無罪、失敗すれば有罪とされる。かかるパン又はチーズを指すこともある」(高橋賢三・末延三次編集代表『英米法辞典』有斐閣、1952年、130頁)。

15) 最終版では “necessary” だが、1773年版まで “requisite”。

においてすでにながりの進歩¹⁶⁾がなされていたことを証明するものであり、それがさらに続くことを予感させるものであった。<8/15>

それらの〔法や統治にかかわる〕諸学芸の導入と進歩がもたらした一つの主要な利点は、自由の導入と進歩であった。この結果は、個人としての能力と市民としての能力 *their personal and civil capacities* の双方において人びとに影響を与えるものであった。<9/15>

ヨーロッパの古代の状態を考えてみれば、われわれは、社会の中のはるかに多くの人びとがいたるところで個人的自由 *personal liberty*〔身体的自由〕を奪われ、それぞれの主人の意のままに暮らしていたことに気づくだろう。貴族以外の者は、奴隷であった。農民たちは土地と一緒に売られていた。都市にいた少数の住民たちも、それよりましな状態ではなかった。ジェントリたちですらより強大な諸侯や王直属の封臣につながる長い服従の連鎖に服していた。その諸侯や直属封臣にしても一見すると華々しい高い地位にあるように見えるが、法律からは心もとない保護しかうけておらず国内で生ずるあらゆる騒乱にさらされていた。彼らは下層の人びとに圧制と暴政をふるっていたが、彼ら自身の不安定な生活によってそうした力の高いつけを支払っていた。この暴力的な統治のシステムをゆるがした最初の出来事は、ある慣行がイタリアではじまり、それがフランスで模倣された¹⁷⁾ということであった。すなわちそれは、諸特権と独立の自治政府をもった共同体や団体 *communities and corporations* を設立するというものであり、それら諸特権と独立の自治政府によって彼らは諸侯の暴政から身を守ることができたのであり、また君主自身もそれらを尊重するのが賢明だとみなしていた¹⁸⁾。[523] 封建的な土地保有がゆるみ、公共の法がいくらかより厳格に執行されるようになったことは、〔王直属でない中小の〕封臣たちに、その父祖たちが知らなかった独立を与えた。そして農民たちですら、他の階層よりもずっと後になってからだが、彼らが以前おかれていた農奴や奴隷の身分という束縛から抜け出したのである。<10/15>

16) 最終版では“progress”だが、1773年版まで“advance”。

17) 最終版では“begun in Italy, and imitated in France”だが、1773年版までは“begun in France”のみだった。

u) 「諸侯が自分たちの放縦な権力を破壊するものとして、技芸の進歩について抱いた警戒心の最初の兆候が存在するようだ。年間20シリング相当の土地を所有しない者は何人も、息子をいかなる商業の徒弟にも出すことを禁じる法律が制定された（ヘンリ四世の治世7年17号）。諸侯は、都市が地方から労働者や農夫を奪い始めていることにすでに気づいていたが、商業の増大がどれほど彼らの土地の価値を増大させるかは予見していなかった。くわしくはコットン、179ページを見よ。王は自治都市を奨励するために、農奴がいかなる団体であれ、その中で12ヶ月すごしてギルドの一員となったならば、それ以降は自由民とみなされるべきとする特権をそれら自治都市に認めた。」〔このCottonの著作は *An exact Abridgement of the Records in the Tower, From the Reign of K. Edward II unto K. Richard III*, collated by Sir Robert Cotton; revised by William Prynne, London, 1657; another edit., 1689であると思われる。『ヒューム書簡集』(*The Letters of David Hume*, ed. by J. Y. T. Greig, 2vols., Clarendon Press, 1932)には、1760年にアンドリュウ・ミラーに宛てた書簡が収録されているが、その書簡に示された「要求された本 *Books Required*」の一覧に“Cotton’s Abridgement of the Records” (Vol.1, p.323, Letter to Millar) と記されている。なお「17号」の原語は“chap.17”だが、1770年版まで“cap.17”と表記されている。]

ギリシャ人やローマ人たちのあいだでは日々奴隷の数を増大させていたと思われる技芸の進歩が、のちの時代においては一般的に自由を生み出すものであることが明らかとなったのは奇妙に見えるかもしれない。だが、この成り行きの違いは、それぞれの制度をとりまく状況が大きく異なっていたことから生じてきたのである。つねに臨戦態勢をとらざるをえず、高雅や壮麗さをほとんど競うことがなかった古代の諸侯は、自分たちの隷農を家庭内の召使としてもいわんや製造業者としても使わずに、自由民 free-man から自らの従者を構成していた。そうした自由民たちの好戦的な精神は、その首領を近隣にとって恐るべきものにし、彼ら自由民はあらゆる軍事的な企てにいつでもつき従う準備があった。〔他方で〕農奴たちは主人の土地を耕すことだけに従事し、彼らの地代を穀物や家畜、農園の他の生産物で支払うか、あるいは諸侯の一族に対しておこなっている隷属的な奉仕や、その諸侯があくまで自分のものとして所有している農地での隷属的な奉仕といった形で支払っていた。農業が改善され、貨幣が増大するにおうじて、隷農にとっては極端に荷の重いものであったこれらの奉仕は、主人にとってもほとんど利益をもたないものであることが理解されるようになった。また広大な土地の生産物は、それを育てた農民によってずっと巧みに処理されるのであって、これまでそれを納めさせていた領主や荘官などとは比べようがないことも理解されるようになった。したがって、奉仕は地代へ、〔524〕現物地代は貨幣地代へと代わっていったのである。つづく時代において、農民が自分の土地を安全に所有できる¹⁸⁾ 場所では農場がよりよく耕作されることに人びとが気づくにつれ、農民に借地契約を認める慣行が広まりはじめ、それが、その前の時代の慣行からすでにかなり弛緩していた隷属の束縛をすっかり破壊した。このようにして¹⁹⁾、農奴制は次第にヨーロッパのより文明化された地域では全面的に用いられなくなった。こうした変化は、農奴の利害とおなじく、主人の利害にも適うものだった。イングランドでこの類の隷属を強化もしくは定める最後の法律は、ヘンリ七世の治世に制定されたものである。この件を定めた古い諸法規は依然として議会によって廃棄されずにいたのだが、エリザベスの治世が終わる前²⁰⁾ には農奴と自由民との区別はすっかり、ただしいつの間にかなくなり、以前の法律が適用される人はその国にはいなくなったようである。<11/15>

こうして個人的自由は、ヨーロッパではほとんど一般的となった。この個人的自由は、政治的ないし市民的自由 *political or civil liberty* の増大への道を開くのに好都合な事情であって、この健全な効果が伴わないところでさえ、その共同体の構成員たちに、〔政治的ないし市民的自由のもつ〕もっとも重大なその諸利点のうちのいくつかを与えるのに役立った。<12/15>

イングランド政府の国制は、サクソン人がこの島へ侵入して以来、どの時代でも君主の意志がけっして全く絶対的でもなく制御不可能でもなかったという卓越した点を誇るかもしれない。しかし別の視点にたてば、権力の均衡はいくつかの階層のあいだで極端に移動してきたのであって、こ

18) 最終版では “a security in his possession” だが、1770年版まで “a security of possession”。

19) 最終版では “After this manner” だが、初版のみ “Thus”。

20) 最終版では “before the end of Elizabeth” だが、1770年版まで “before the reign of Elizabeth”。

の組織は、あらゆる人間の制度に伴う同じような移ろいやすさを経験してきたのである。<13/15>

古代サクソン人のあいだでは、他のゲルマン人と同様に、個々人は武器を手にすることに慣れており、人びとの独立が所有の大きな平等によって保障されていた。その彼らは、自分たちの政府の形態に民主政の要素をかなり混合させることを認めていたようであり、歴史の記録に何らかの説明を残している人びとの中でももっとも自由な民族の一つだったようである。この部族がイングランドに定住したあと、とくに七王国の解体以降には、この王国の大部分で所有における大きな不平等が生じた。その均衡は貴族の側へと移動したように思われる。ノルマン・コンクエストは君主の手により多くの権力を投じたのだが、とはいえ君主を抑制する余地は多く残っていた。ただしその抑制は、国制の不正確で不規則であった一般的な形態からよりも、[525] それぞれの諸侯が各々の地区や州でふるっていた独立した力から引き出されていたのである。大憲章²¹⁾が確立したことによって、貴族の力がいっそう強まり、王権には規則的な制限を課すようになり、さらに次第に国制のなかに民主政のいくぶんの要素が混ざりはじめた。しかし、エドワード一世の即位からリチャード三世の死にいたるこの期間さえ、庶民院の状況はまったく望ましい²²⁾ものではなかった。すなわち、ある種のポーランド的貴族政²³⁾が支配的であった。王は制限されていたが、民衆はいまだ自由からほど遠かったのである。主権者のほぼ絶対的な権力は、その次の時代〔チューダー朝〕になって

21) 最終版では“the Great Charter”だが、1770年版まで“the great charter”。

22) 最終版では“eligible”だが、1770年版まで“desirable”。

23) ヒュームがポーランドの政府や貴族に言及する場合は、抑圧的な貴族政という否定的なニュアンスが強い。たとえば『政治論集』の「技芸の洗練について」では「すべてのヨーロッパ王国のなかで、ポーランドは平時の技芸のみならず、戦時の技術をももっとも欠いており、自由学芸の技芸と同様、機械に関する技術においてもそうである。だが、金銭づくつと腐敗がもっとも広まっているのもそこである」(Essays, p.276)。また「完全な共和国にかんする一案」では「ポーランドにいる貴族は一万人を越えるというのは本当だが、これらの貴族が平民を抑圧しているのだ」(Essays, p.522)。同様の見解が示されている箇所として、『道徳政治試論集』の論説「政治を一つの学問にするために」(Essays, “That Politics may be Reduced to a Science”)のpp.16-7などを見よ。また『イングランド史』の中でも、王政復古後の1681年に、チャールズ二世が議会派の強いロンドンのウェストミンスターから、オックスフォードに開催地を移して召集した議会について、ヒュームはこう語っている。「そして全体としては、オックスフォードでの議会 assembly は、規則的なイングランドの議会 parliament というよりは、ポーランドの議会 diet の様相を呈していた」(History, VI: 399)。ポーランドは、16世紀初頭にはシュラフタと呼ばれる貴族による民主政を確立したが、やがてマグナート（大貴族）による寡頭政へと変質していった。その後、国王の空位期をへて選挙王制を採用するが、17世紀後半以降はヨーロッパ列強の、とくにロシアの強い影響下に置かれるようになった（S・キェニューヴィチ『ポーランド史』（全2巻）加藤一夫・水島孝生訳、1986年、とくに第1巻第8～10章を見よ）。ちなみに、アダム・スミスは『国富論』において、ポーランドを封建制と奴隷制を残す後進的な地域と見なしている（「いまなお封建制度が引き続き行われているポーランドは、今日もアメリカ発見以前と同じようにみじめな国である」(Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, eds. R. H. Campbell and A. S. Skinner, 2 vols., Rep. Liberty Fund, 1981, I. xi. n. 1, vol. 1, p.256)。

実現したのだが、そうした権力が必要だったのは、平和と自由を等しく嫌う²⁴⁾ 無秩序で放縦な暴君たち〔貴族〕を引きずりおろし、法の規則的な執行を確立するためだった。そして、この法の規則的な執行によって、その次の時代に人びとは、自由の規則的で衡平な体系 a regular and equitable plan of liberty を打ち立てることが可能となったのである。<14/15>

このように連続して生じた変転のなかで、はっきりと理解できる統治の唯一の規則、あるいは何らかの権威をもっている統治の唯一の規則とは、それぞれの時代において確立していた慣行であり、その時代に広まっていて一般に支持されていた治政 administration の格率であった。古いものに敬意を表していると思せかけて、ことあるごとに国制の原初的な体系へ訴えかける人びとは、騒々しい精神と私的な野心を、由緒ある形態という見た目の下に隠しているだけなのだ。彼らが模範としてどの時代を選ぼうとも、彼らはより古い時代に遡ることになるだろうし、そこで彼らはまったく異なる権力の方策を見出すだろう。そこででのあらゆる状況は、各時代のより大きな野蛮さによっていつそう模倣に値しないように見えるだろう。とりわけイングランド人のように文明化した国民は、幸いにも、これまで統治と両立しうと思われたもののなかでもっとも完全でもっとも厳格な自由の体系を確立したのであり、自分たちの先祖の慣行へ訴えかけたり、開化されていない時代の格率を現在の行動のための確かな規則とみなすことには慎重であるべきだ。〔では、いったい過去の国制の歴史にはどんな意味があるのかと言えば〕自分たちの統治の古い時代を知悉することは、遠くはなれた時代の状況との比較や対比から、彼らに現在の国制を大事にすることを教えることによって主に有益なのである。さらにそれは、彼らに、もっとも完成されたもっとも高貴な諸制度の、遠く離れた、一般にぼんやりとして醜い原型 disfigured originals を示し、もっとも完全な統治の複雑な構造物を築き上げるにあたっては数多くの偶然が混じり合い、そこにはわずかながらの知恵や予見が通常はともなっていたことを教えることによって、好奇心をそそるのである²⁵⁾。<15/15>

NOTE [T]

古代の修道士の著述家が書いたものを熟読してきた人はみな、彼ら修道士の文体がどれほど野蛮なものであっても、ラテン語の古典、とくに詩人にあちこちで言及していることを知っている。これら中世 middle ages においては、いまでは失われてしまった数多くの古代の書物が残っていてもいたようである。マームズベリはヘンリー一世とステューブン王の治世に隆盛を極めた人物だが、彼はルビコン川をわたるカエサルを描いたリヴィウスの記述を引用している。ヘンリー二世の治世に生きた

24) 1770年版以降 “who were equally averse from peace and from freedom” だが、1767年版まで “who were equal enemies to peace and to freedom”。

25) ヒュームは、1741年に出版された『道徳政治論集』の論説「歴史の研究について」において、歴史の効用を「空想を楽しませること、知性を改善すること、徳を強化すること」(Essays, p.565) の三点にある、と述べていた。なおこの論説は1764年版以降、削除された。

フィッツ＝ステファンは、サルスティウスのより浩瀚な歴史書の一節に触れている。トマス・ア・ベケットの名義で伝わっている書簡集をみれば、われわれは、どれほど古代の歴史と古代の書物が、当時のより知的で威厳のある教会人にとっては馴染みぶかいものであったかを理解するし、その結果、その位階にいる人びとがどれほどはるかに社会のほかの構成員を凌いでいたに違いないかを理解するのである。そうした高位聖職者やその友人たちは、手紙のやり取りをしている間はずっとお互いを学者先生と呼んでいて、世界の残りの人びとは全面的な無知と野蛮に沈んでいると考えているのだ。〔初版のみ以下の文章が続く。「現在では学術が広まったことによって、文字が読めない人たちさえ、非常に多くの改善を受け、知識と学識をもった人びとと対等以上になるほどになっている。」（1762年版、p.440）〕

（壽里 竜）

解題：『イングランド史』の方法と主題

1. はじめに

ここにわれわれが訳出した文章は、やや廻りくどい表現をするならば、『イングランド史』の最初の読者たちが最後に読んだセクション、つまりはヒュームが『イングランド史』において最後に読者に語りかけた部分である。

よく知られているように、ヒュームの『イングランド史』は逆順に——対象とする時代を遡りながら——公刊された。1754年に六巻本の第五巻に相当する『ブリテン史：ジェームズ1世・チャールズ1世の治世』、1757年（実際の刊行は前年末）に第六巻に相当する『ブリテン史：空位期から1688年の革命までの歴史』と、17世紀史からまず公刊を始めたヒュームは、次いで1759年にチューダー王政を扱う二巻本（六巻本の第三・四巻に相当）、最後に1762年（実際の刊行は前年末）に第一・二巻に相当する二巻本の『イングランド史：ユリウス・カエサルの侵入からヘンリ7世の即位まで』を世に問うた¹⁾。われわれがここに翻訳したのは、最後に出版された二巻の最終章（第23章）

1) 『イングランド史』は1762年に初めて全巻揃った時点では四つ折りの六巻本であったが、1763年版より原則的には八つ折り版の八巻本となった（この変更につき *The Letters of David Hume*, ed. John Y. T. Greig, Clarendon Press, 1932, vol. I, pp. 351-2, 377-8, 387）。本翻訳が準拠した Todd 版と同じように、本解題では六巻本の形式を前提にして議論する。『イングランド史』の各版の構成の異同については Chuo University (Ikeda Sadao and Otonashi Michihiro), *David Hume and the Eighteenth Century British Thought: An Annotated Catalogue*, Chuo University Library, 1986 (デイヴィッド・ヒュームと18世紀英国思想解題目録編集委員会編, 『デイヴィッド・ヒュームと18世紀英国思想：解題目録』), vol. I, pp. xviii-xix が有用である。ヒュームは、対象とする時代を遡る形式になったことについて、タキトゥスの二冊の歴史書の刊行順序に言及して正当化している。この点を含め『イングランド史』の刊行順序にかかわる

の、まさに末尾にヒュームが付した小括である²⁾。最後に読者に語りかけた部分にふさわしく、この小括には、彼の国制史解釈の基本構想が埋めこまれているなど『イングランド史』の種々の特質が凝縮されている一方で³⁾、それまでの本論では避けられていた、抽象度の高い概括的な歴史論が展開される内容ともなっている⁴⁾。

この小括でヒュームが扱うのは大きくわけて二つのテーマである。前半(第1段落から第8段落)はローマ帝国以後のヨーロッパ史の概説であり、なかでも「技芸と学問」の歴史に焦点が当てられる。これは広義の文化史であるが、第2段落に端的に表明されるように、ヒュームのみるところ、こうした「技芸と学問」の歴史は世俗社会・政治社会の歴史(‘civil transactions’の歴史)と密接な関連をもつものである。この前提にもとづいて、ヨーロッパにおいて生じた「技芸と学問」の発展が政治的にどのような帰結をもたらしたかを論じたのが、第9段落以降の後半部分である。ヒュームはここで、personal liberty/civil liberty という二つの自由を描いている。以上二つのテーマについて順に詳しくみてみよう。

↘ヒュームの考えにつき、*The Letters of David Hume*, vol. I, pp.167-8, 170-1, 193, 249, 251, 314; ‘New Hume Letters to Lord Elibank, 1748-1776’, ed. Ernest C. Mossner, *Texas Studies in Literature and Language*, IV, 1962, pp. 440, 448を参照。

2) この小括部分は、原典各版においてはアスタリスクからなる一行によってそれ以前の本論と区別される。これは『イングランド史』において第六巻末を除いて他に例をみない表現形式である。

3) 例えばこの小括の冒頭段落においてヒュームは、優れた歴史書の要件として教訓的(instructive)かつ面白い(entertaining)ことを挙げるが、これは彼が『イングランド史』で繰り返し論じた点である(*History of England*, ed. W. B. Todd, 6 vols., Liberty Fund, 1983, I: 3-4, 25, 39, 287; IV: 44; VI: 142; cf. ‘Of the Study of History’, in *Essays Moral, Political, and Literary*, ed. Eugene F. Miller, Liberty Fund, 1987, p. 563)。また、論述内容が『論集』など他の著作と密接に関連することも『イングランド史』の特質の一つであるが、この小括における知性・道徳性・社会秩序の相互連関をめぐる議論(第1・4段落)はその一例であろう。

4) 『イングランド史』においてヒュームは、「論文調になるのを防ぐために」、概括的で抽象度の高い論述を可能な限り本論から取り除いて後註に移行するようになる(*History*, V: 559)。これは、ヒュームがこの歴史書を社交世界の人々にも受け入れられる読み物——物語叙述(narrative)——として執筆したがゆえであり、最初に刊行された第五巻・第六巻の初版では「古代の簡潔な歴史家を模倣」して典拠を示す註すら置かれなかった(*The Letters of David Hume*, vol. I, pp.44-5, 170, 193, 284-5; *New Letters of David Hume*, eds. Ernest C. Mossner and Raymond Klibansky, Clarendon Press, 1954, pp.69-70)。こうした点につき Philip Hicks, *Neoclassical History and English Culture: From Clarendon to Hume*, Macmillan, 1996 は、ヒュームが古代ギリシア・ローマ世界の歴史書を模範とみなしたことと関連づけたうえで、『イングランド史』は「ネオクラシカルな歴史叙述」の潮流の頂点に位置すると結論する(cf. John G. A. Pocock, *Barbarism and Religion*, vol. 2: *Narratives of Civil Government*, Cambridge University Press, 1999, pp.7-10, 184, 207, 231; Joseph M. Levine, ‘Review of Hicks, *Neoclassical and English Culture*’, *Journal of Modern History*, LXXI, 1999; 犬塚元, 「学界展望」, 『国家学会雑誌』, CXV, 2002)。

2. ヨーロッパの文明発展：歴史変動をめぐるヒュームの因果説明

ヒュームはまずこの小括の前半において、衰退史観からも進歩史観からも自由な歴史認識を披露している⁵⁾。ヒュームは特に「学問」の状態に注目して、ヨーロッパにおける文明の盛衰のカーヴを描く。古代世界の学術・文化は、秩序を再建したアウグストゥスのもとで「ほぼ完成の状態に達した」が⁶⁾、そののち帝政の政治制度の欠陥ゆえに、さらには「野蛮な」民族の侵入ゆえにヨーロッパ世界は「無知と野蛮」に陥り、11世紀にはその底に達した(第3・4段落)。しかしヒュームの描く文明のカーヴはここで再び反転する。掠奪に代わるものとして農業が進展したこと、封建制社会は全くもって「奇妙な政治体」ではあったがそれが一定の秩序を担保したこと⁷⁾、ローマ法が再発見されたこと、これらこそヒュームがヨーロッパ文明の上昇の動力として見いだしたものである(第4段落)⁸⁾。

自らの認識の独自性を誇りながらヒュームが論じるのは、このうち、ローマ法の再発見——「古代人からそれほど完璧な学芸を一挙に継承したこと」——がヨーロッパ世界にもたらした決定的な意義である。そしてこの点こそが本小括を貫くモチーフである。ここにおいて「技芸と学問」の歴史は、その一翼たる——そして「他のすべての学芸に安定をあたえる」という意味では基本的な技芸・学問たる——法学の歴史を通じて論じられることになる。かろうじて残った「古代の学問の最後の部分」である法学は、公私両面に及ぶその効用ゆえに、「粗野な自然状態」同然であったヨーロッパ各地に普及していった。イングランドも例外でなく、「近隣隣国を模倣することで」法が整

5) モスナーによれば、ヒュームの歴史観は進歩史観・衰退史観・循環史観のいずれにも当たらない。Ernest C. Mossner, 'An Apology for David Hume: Historian', *PMLA: Publications of the Modern Language Association of America*, LXI, 1941; ditto, 'Hume and the Ancient-Modern Controversy, 1725-1752: A Study in Creative Scepticism', *University of Texas Studies in English*, XXVIII, 1949.

6) 特に18世紀英国において、アウグストゥスの歴史評価は同時代的な含意を強く持つ論争点——共和政と自由の破壊者か、秩序と学芸の再興者か——であった。この点につき James W. Johnson, 'The Meaning of "Augustan"', *Journal of the History of Ideas*, XIX, 1958; Addison Ward, 'The Tory View of Roman History', *Studies in English Literature 1500-1900*, IV, 1964; Howard D. Weinbrot, *Augustus Caesar in "Augustan" England: The Decline of a Classical Norm*, Princeton University Press, 1978; Howard Erskine-Hill, *The Augustan Idea in English Literature*, E. Arnold, 1983 (see also Judith Shklar, 'Montesquieu and the New Republicanism', in eds. Gisela Bock, Quentin Skinner, and Maurizio Viroli, *Machiavelli and Republicanism*, Cambridge University Press, 1990, pp.265-6)、関連して同時代のローマ史解釈について Frank M. Turner, 'British Politics and the Demise of the Roman Republic: 1700-1939', *Historical Journal*, XXIX, 1986; Philip Ayres, *Classical Culture and the Idea of Rome in Eighteenth Century England*, Cambridge University Press, 1997; 犬塚元, 「ローマ史解釈の政治思想史: オーガスタン期英国における政治対立・政治的多元性をめぐる議論の諸相」, 『社会科学研究』, LIII, 2002 を参照。

7) 封建国制に対するこのような両義的な評価は、ヒュームの政治認識・社会認識の複眼性を典型的に示すものである。こうした複眼性はこの小括においては、「迷信」を手段にして古代史料を維持・保存しえたキリスト教聖職者に対する評価(第1段落)などにもうかがえる。

8) 15世紀後半以降のヨーロッパ世界における「一般的革命」について *History*, III: 81-2 を参照。

備された(第5-7段落)。そしてそのイングランドにおいて顕著であったように、軍事職に代わって法律職・政治職の社会的地位が上昇したことに伴って、法学や「統治にかんする学問」がジェントリ・貴族階層の子弟教育のなかに組み込まれて制度化されていった(第8段落)⁹⁾。

ヒュームが、ヨーロッパ世界における文明発展の一因としてローマ法学の再発見を強調したことの意義はどこに見いだせるであろうか。まず第一に指摘されるべきは、ヒュームは素朴な近代派ではなかったという点である。なるほど、古代世界をめぐるヒュームの一連の議論は、17世紀フランス以来の古代近代論争における近代派の主張の系譜に位置づけうるものであるし、彼が経済活動の社会的効用を高らかに称揚してこの点における近代ヨーロッパ世界の卓越を主張したことは明らかである¹⁰⁾。しかしながら、右肩上がりの文明発展のカーブを当然の前提とはせずに、古代の学術の再興こそを近代の文明発展の礎として把握したことは、彼が、古代ギリシア・ローマ世界と近代ヨーロッパ世界とを比較するにあたってナイーブな二者択一的な態度からはほど遠かったことを意味している¹¹⁾。ここでのヒュームの議論は、近代ヨーロッパ文明の展開に対して人文主義——古

9) ここで論じられた古代法が近代世界に移植されて普及していく歴史的過程は、『論集』において論じられた法の形成・普及の過程——君主政体は共和政体にて誕生した法を移植・継受することを通じて「文明化された君主政 (a civilized monarchy)」へと移行したという過程 ('Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences', in *Essays*, pp.116-25) ——に対応するものである。つまり、ヒュームはこの後者の「文明化された君主政」論を撤回したわけではない、というのが本稿の立場である。ヒュームは、共和政から直接的に法が継受されたか否かを問題にしたわけでも、他国からの影響を前提にするこの所説に理論的欠陥があると考えたわけでもない。何より彼は、「文明化された君主政」を論じた『論集』の二つの論考を終生削除することはなかった(この点につき、坂本達哉、『ヒュームの文明社会: 勤労・知識・自由』, 創文社, 1995, esp. pp.243-8と対比されるべきである)。ヒュームの『イングランド史』は、イングランドの歴史を一国のみで考察するのではなく、あるいはその自生的・内発的な文明発展を専ら追跡するのではなく、スコットランドや大陸諸国など他国との相互影響関係のなかでその歴史を論じる点をひとつの特質とする。例えば、他国からの移民のもたらした商工業の発展について *History*, IV: 154, 379; VI: 471, 538 (cf. V: 335-6)、対外戦争がもたらした商業発展の促進について IV: 216; VI: 148, 537、学芸の南欧からの伝播について II: 477; VI: 543 (cf. 'Of National Characters', in *Essays*, p.210) を参照。ヒュームは17世紀イングランドの内乱についても名誉革命についても——今日の歴史研究が強調するように——対外的要因がその展開過程に大きく作用したと捉える (*History*, V: 250, 335; VI: 497)。cf. *An Enquiry concerning Human Understanding*, ed. Tom L. Beauchamp, Oxford University Press, 1999, Sec. 3, para. 8.

10) 特に『論集』第2部前半の諸論考を参照。共和主義思想の再発掘以後のここ三十年のあいだ、18世紀英国における近代派と古代派の論争は、政治経済学と共和主義、あるいは「富と徳」の対立として整理されることが一般的であり、この二元的解釈においてヒュームは前者の系譜の思想家として整理されてきた。eds. Istvan Hont and Michael Ignatieff, *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge University Press, 1983 (水田洋, 杉山忠平監訳、『富と徳: スコットランド啓蒙における経済学の形成』, 未来社, 1990); eds. Sakamoto Tatsuya and Tanaka Hideo, *The Rise of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Routledge, 2003.

11) 古代ギリシア・ローマ世界の道徳哲学の卓越を論じたヒュームの議論として *A Letter from a Gentleman to his Friend in Edinburgh*, eds. Ernest C. Mossner and John V. Price, Edinburgh University ↗

代ギリシア・ローマ研究——の果たした意義を強調するものである¹²⁾。

ヒュームの議論の第二の特質は、歴史変動の因果説明にかかわるものである。ローマ法の偶然的な再発見に近代史の転換点を見いだすヒュームは、素朴な近代派ではなかったのと同じように、素朴な還元論者、すなわち、歴史変動は経済的条件などの単一の因子に専ら規定されると考えた思想家ではなかった。歴史の発展は経済的な因子の作用に依存することを見いだして、若き友人アダム・スミスに結実することになる歴史発展の段階論（狩猟、牧畜、農業、工業という四段階の発展論）を準備した——こうしたヒューム解釈は、実にアダム・スミス本人が示して以来今日に至るま

↘ Press, 1967, p.30; *An Enquiry into the Principles of Morals*, ed. Tom L. Beauchamp, Oxford University Press, 1998, Sec. 1, para. 4; Appendix 4. paras. 11-20; A Dialogue, para. 18; *The Letters of David Hume*, vol. I, pp.33-5 (cf. p.16)、古代に始まり近代世界に至るまで続く「文芸」と「趣味」の衰退について *History*, V: 149-54を参照。ヒュームと古代の学術との関連をめぐる研究として Peter Jones, *Hume's Sentiments: Their Ciceronian and French Context*, Edinburgh University Press, 1982; Michael A. Stewart, 'The Stoic Legacy in the Early Scottish Enlightenment', in ed. Margaret J. Osler, *Atoms, Peuma, and Transquillity: Epicurean and Stoic Themes in European Thought*, Cambridge University Press, 1991; Adam Potkay, *The Fate of Eloquence in the Age of Hume*, Cornell University Press, 1994; Donald W. Livingston, *Philosophical Melancholy and Delirium: Hume's Pathology of Philosophy*, University of Chicago Press, 1998, pp. 80-101; Hicks, *Neoclassical History and English Culture*、また古代社会に対する彼の両義的な態度については犬塚元,「ヒュームの『完全な共和国』論:ローマ、ハリントン、政治対立」,東京大学社会科学研究所 Discussion Paper Series, J-108, 2002, pp.11-35を参照。ヒュームの古代論を理解するにあたっては、古代・近代の対比作業のなかに含意されたキリスト教批判の契機——ヒュームが（マキアヴェッリを自らの先達の一人として意識しつつ）古代を引照することでキリスト教批判を遂行したこと——が決定的に重要である (*An Enquiry into the Principles of Morals*, Appendix 4, paras. 11, 21; *Natural History of Religion*, eds. A. W. Colver and J. V. Price, Clarendon Press, 1976, Sec. 10)。啓蒙期における古代論とキリスト教批判の関連については、ピーター・ゲイの古典的研究に加えて以下を参照。Patrick Cruttwell, 'The Eighteenth Century: A Classical Age?', *Arion*, VII, 1968, pp.114-6; Richard Tuck, 'Humanism and Political Thought', in eds. Anthony Goodman and Angus MacKey, *The Impact of Humanism on Western Europe*, Longman, 1990; Philip Ayres, *Classical Culture and the Idea of Rome in Eighteenth Century England*, ch. 5; 安武真隆,「初期モンテスキューにおける古典古代」,『法政研究』, LXIII, 1997, esp. pp.682-709.

12) Cf. *History*, V: 18-9. ヒュームはこの小括でローマ法の再発見を起点にして自由の発展を跡づけたが、初期近代ヨーロッパにおける自由概念の淵源の一つとしてローマ法（その再興と人文主義法学）を位置づけることは今日においては通説的見解とみなされている (Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, Cambridge University Press, 1978, esp. vol. I, pp.201-8; ditto, *Liberty before Liberalism*, Cambridge University Press, 1998)。この点に関連して、ローマ法と絶対主義との強力な相互連関を想定する従来の歴史理解が必ずしも妥当でない点につき、ditto, 'Classical Liberty and the Coming of the English Civil War', in eds. M. van Gelderen and Q. Skinner, *Republicanism: A Shared European Heritage*, Cambridge University Press, 2002, vol. II, p.14(note15)を参照。なお、ヒュームのスコットランド法——それはローマ法の影響下にあった——に対する批判につき、Alasdair MacIntyre, *Whose Justice? Which Rationality?*, University of Notre Dame Press, 1998, pp.282-3を参照。

で継承されているものだが¹³⁾、後の世代の議論の枠組みに引きつけてヒュームを理解することは、彼の思索の複層性やその特質を隠すものである。確かにヒュームは歴史変動を説明するにあたって経済的条件の態様にも目配りを忘れなかったが、彼の歴史叙述は、歴史一般を経済史に還元しようとするものではなかった¹⁴⁾。スコットランド啓蒙思想について、その主たる指標を歴史発展をめぐる四段階論に求めたり、あるいは経済学の形成という枠組みに従って専ら理解したりするならば、ヒュームとスコットランド啓蒙との距離は必ずしも明確なものではない。実際のところ、ローマ法の再発見の意義を強調するヒュームのこの歴史理解は、スコットランド啓蒙の中心人物のひとりと

13) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, eds. W. B. Todd et al., Clarendon Press, 1976, Book 3, ch. 4, p.412.

14) 『イングランド史』において、個々の歴史事件の具体的な叙述から離れて巨視的な観点から自由や文明の発展を論じた箇所が、この小括のほかにもう一つ附録3に存在する。チューダー期における封建貴族の没落と平民の強化という歴史変動に関して、「習俗 (manners) の変化が密かな革命の主要原因である」と結論づけた説明がそれである。ここにおいてヒュームは、消費性向・消費行動の変容という経済的要因からこの変動を説明している (*History*, IV: 381-5; cf. V: 39-40, 134)。このヒュームの議論につき、ここでは四点のみ指摘しておきたい。(1) ここでいう「習俗 (manners)」とは、貴族のもつ価値観・行動様式のことであり、その変化とは歓待から奢侈へと消費様式が変化したことを意味する (cf. 'Of Refinement in the Arts', in *Essays*, pp.277-8)。但し、ヒュームが「習俗」として描くのは一般に、奢侈観や消費観など経済に関わる意識や行動に限られるのではない。附録2において「習俗」の名のもとに論じられるのは騎士道精神であり、附録4では家系の重視など「君主政政府にふさわしい」社会意識、第62章では各宗教セクトの行動様式である (*History*, II: 486-7; V: 132-5; VI: 141-6; cf. V: 80)。なお、『法の精神』第19巻におけるモンテスキューの定義によれば、*mores* が内面的な規範体系を意味するのに対して *manière* は外面的な規範体系を意味するが、同書を刊行翌々年1750年に英訳した T. Nugent は *manners* を内面的規範たる前者 *mores* の訳語として採用し、外面的規範たる *manière* の訳語としては *customs* を用いている (Montesquieu, *The Spirit of Law*, trans. T. Nugent, 1758 (3rd Eng. edn.), vol. I, p. 428)。(2) 「習俗の変化」を変動原因とみなすヒュームの見解は、法・政策に原因を求めるベーコンやハリントンの見解を明示的に否定したものであるが、貴族から平民への土地所有の移転という歴史変動を想定する点では両者の議論を全く踏襲している (cf. James Harrington, *The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, ed. John G. A. Pocock, Cambridge University Press, 1992, pp.4-5, 54-5)。但し「習俗」の様態に着目しながら歴史を叙述することは、同時代において決して珍しいものではなくヒュームの独創ではない (Hicks, *Neoclassical History and English Culture*, pp.155-69)。(3) ここでヒュームは、あくまでチューダー期に生じた上記の歴史変動の原因を「習俗の変化」に求めているのであり、習俗を歴史変動一般を規定する因子とみなしてその変化によって全ての歴史変動を説明しようとしたわけではない。『イングランド史』において土地所有のバランスの様態・変動が論じられる箇所は少なくないが (*History*, II: 56-7, 99-110, 524-5; III: 427; V: 187)、しかし附録3以外の箇所では、習俗の変化によって所有バランスの変動 (あるいはなんらかの歴史変動) が説明されることはない。(4) ヒュームは、貴族の没落と平民の勃興とが同時には起こらず、その端境期においては間隙を縫うようにして王権が強大化したと解釈する。「同じ要因のさらなる進展は、平民の特権を基礎にした自由の新しい体系を生み出したが、しかし、貴族の没落とこの階層の隆盛との間の過渡期には、王がこの状況の利点を捉えてほとんど絶対的な権力を担った」 (*History*, IV: 384)。

みなされるジョン・ミラーが批判するところであった¹⁵⁾。

もちろん、経済か法律かという二者択一がここでの問題なのではない。ヒュームは、歴史を動かす因子として経済ではなく法律（あるいは学術・文化）を指定した、というような単純な話ではない。むしろヒュームは、実際の歴史変動を単一の因子に還元して説明することを拒否した。『イングランド史』全体の中心テーマとはイングランド国制史であるが、同書の「附録（appendix）」に所収された議論を典型とするように、ヒュームは国制史を論ずるにあたって法の歴史、社会意識（「習俗（manners）」）の歴史、学術の歴史、技芸の歴史、商業の歴史——すなわち文明を構成する諸要素の歴史——を叙述することを怠ってはいなかった¹⁶⁾。ヒュームは今日的に言えば、狭義の政治構造や政治過程に関心をとどめず、文化史・社会史・経済史と関連させながら政治史・国制史を論じようとしたのであり、そしてこれこそ、彼が実際の歴史変動の因果を説明するために用いた方法であった¹⁷⁾。あるいはまた、ローマ法が「偶然発見された」ことを重視するように、ヒュームは歴史変動においては偶然の作用する余地が少なくないとの認識も抱いた。そしてむしろ、経済か政治か、政治か文化か、制度か意識か、意識的に生みだされたものか偶然の産物か、内発的な発展か文化移植・国際的相互依存か、といった種々の二項対立のいずれか一方に与することを拒否した点にこそ、彼の歴史叙述の特長があったのである。今回訳出した小括の最終段落における、英国国制の歴史的展開を回顧したヒュームの言明が参照されるべきである。「もつとも完成された、もつとも高貴なる諸制度」たる英国の混合国制は、遠い過去の「醜い原型」をもとにして、「数多くの偶然」が重なり合い、なおかつそこに僅かな「知恵や予見」が加えられることによって形成されたのである。一回限りの個別的な時間の経過にほかならない歴史過程を理解するにあたって、歴史の一般法則を指定しそこに実際の歴史過程を回収するという安易な方法を採用ことなく、あくまでヒュームは、個々の歴史事件に即して、多様な要因の複雑な相互作用を意識しながら歴史の因果関係を探った。歴史の発展法則——あるいは歴史哲学、あるいは文明の普遍的な発展過程——を明らかにした思想家こそ先進的・科学的であるという学問史的前提はそれ自体決して自明なものではな

15) Duncan Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press, 1975, p.315. ローマ法継受をめぐるヒュームの議論と同時代人のそれとの対比について R. J. Smith, *The Gothic Bequest: Medieval Institutions in British Thought, 1688-1863*, Cambridge University Press, 1987, pp. 74-84; John W. Danford, 'Hume's History and the Parameters of Economic Development', in eds. N. Capaldi and D. W. Livingston, *Liberty in Hume's History of England*, Kluwer, 1990, pp.168-70を参照 (cf. *De L'Esprit des Lois*, Lib. 28, ch. 42)。

16) この点について *History*, V: 124; VI: 140を参照。

17) 既にダンカン・フォーブズが明らかにしているように、歴史変動に関するヒュームの因果説明には、自由・商業・習俗・学芸などの各因子の間に堂々巡りや循環論法も見られる (Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, ch. 9; see also Claudia M. Schmidt, *David Hume: Reason in History*, Pennsylvania State University Press, 2003, p.403)。しかし、ここにフォーブズのようにヒュームの「限界」を見いだすか、逆にヒュームの歴史認識の複眼性を見るかは決して自明ではない。

いし、そもそもそうした問題設定はヒュームの歴史叙述になじむものではないのである¹⁸⁾。

3. 二つの自由：『イングランド史』の基本構想

第9段落以降においてヒュームは、ローマ法の継受に由来する法学・政治学の発展がもたらした「自由の導入と進歩」について、「個人的（身体的）自由（personal liberty）」、「政治的自由（political or civil liberty）」の順に論じる。これはヒュームの叙述の順序であるとともに、彼がイングランドの歴史のなかに見いだした確立の順序である。この部分の叙述は『イングランド史』全体の基本構想を要約的に示すものであって、漫然と読解されるべきでない。

ヒュームが「個人的自由」の確立の名のもとに叙述する歴史過程とは、封建制の解体過程である。ヒュームにとって封建制社会とは、望ましき分権社会でも、あるいは貴族が王権を制限する望ましき古来の国制でもない。それは、統一的な法規範、そしてそれを保障する一元的な政治権力の統治をもたない——つまりは適切には政治社会とは呼びえない——社会、ボスたちがそれぞれの領域を實力支配する社会である。實力者たる「貴族以外の者は、奴隷で」「それぞれの主人の意のままに」生きるしか術がなかった（第10段落）。これは、さきにヒュームが第7段落で描いていた「粗野な自然状態」と連続した社会である。それは、自力救済を基本とする社会であった。ここでは法による「生命と財産」の保障が存在しないがゆえに、その代用として、實力者たちのもとに服して庇護を求めるか、赤裸々な物理力をより多く確保するため徒党を組むかしかなかったのである。そうした社会においては、自由を制度的に保障する法規範や政治メカニズムを欠くがゆえに、たとえ自由がそこで唱えられようとも、その自由なるものは「統治を受け入れる能力」を欠くことを意味するだけであった（第7段落）。

貴族たちが實力支配するこうした社会の動揺についてヒュームは、自治都市の形成（それは反貴族という点で王権と連帯する存在として描かれる）、封建的土地所有の弛緩、法規範の厳格な執行、そして「枝芸の進歩」にともなう農奴の解放——「農業が改善され、貨幣が増大する」なか、農奴の賦役を金納化し直営農地を農奴にリースすることが、農奴にとっても貴族にとっても利益となった——といった契機を挙げてその歴史過程を説明する。そして彼はこの歴史変動について、イングランドにおいてはヘンリ7世期に始まりエリザベス期には移行が終了していた、と年代を確定する。すなわち、「個人的自由」の確立はチューダー王政のもとにおける現象として位置づけられる

18) なお、ヒュームが個々の歴史事件の因果関係を明らかにしようとしたことや、歴史を観察素材にしてそこから人間や政治や社会に関する一般的な原理を導き出そうとしたこと（*History*, IV: 19; V: 544）は、彼が人類の歴史に普遍的に作用する一般的な発展法則や変動因子を想定していたことを意味するわけではない。ヒュームの歴史変動をめぐる議論と、斉一性を前提とする人間本性論との関連については、*An Enquiry concerning Human Understanding*, Sec. 8, paras. 7-16; Paul H. Meyer, 'Voltaire and Hume as a Historian: A Comparative Study of *The Essai sur les Moeurs* and *The History of England*', *PMLA: Publications of the Modern Language Association of America*, LXXIII, 1958, pp.55-6; Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, ch. 4を参照。

（第10・11段落）。

「政治的自由」は、「個人的自由」の確立ののち、それを前提にしてなりたつ自由である。このようにヒュームは第二の自由たる「政治的自由」を論じ始める（第12段落）。しかしながら議論はここから迂回を始め、改めてサクソン人侵入以来のイングランドの国制史が論じられることになる。はたしてヒュームの言う「政治的自由」とは何か。ここは『イングランド史』において最も解釈が難しい個所の一つである。

サクソン国制以来、イングランドは「権力の均衡」において変転を経験してきたというのがヒュームの見解である。しかし彼は、15世紀、リチャード3世の治世に至るまでの国制史のなかに貫通する一つの基軸を見る。確かにサクソン国制は「民主政の要素をかなり混合」していたようであるし、ノルマン征服は王権を強化することとなったのだが、ヒュームの見るところ、貴族支配こそがイングランド史の主旋律であった。ヒュームはこれを‘aristocracy’と呼ぶが、彼によればこの貴族の権力は「国制の」「一般的な形態」——それは当時‘inaccurate and irregular’でしかなかった——に正統性根拠をもつ制度化された政治権力ではなく、それぞれの領域支配に拠りかかった「独立した力」にすぎなかった。つまり、この貴族支配は de jure なるものでなく de facto なるものであったというのがヒュームの解釈である¹⁹⁾。大憲章は政治システムの制度化を推進したが²⁰⁾、その後ですらイングランドは依然として「ポーランド的貴族政」、つまりは各地の実力者たちによる寡頭政支配のもとにあったのである。政治権力の一元的統治を嫌うこの貴族たちの支配は、「平和」とも「自由」とも相いれないものであった（第13・14段落）。

ヒュームの見るところ、この「無秩序で放縦な暴君たち」（貴族）の割拠を制圧したのが、「その次の時代」の絶対王政、チューダー王政である。イングランド史の断絶はリチャード3世とヘンリ7世の治世のあいだに存在する、というのである²¹⁾。ここにおいて政治権力の一元的支配が貫徹し、法規範の一元化——「法の規則的（regular）な執行」——が可能になった。ヒュームは『人間本性論』や『道徳原理論』において正義や統治を政治社会のメルクマールと規定したが、彼のみ

19) こうしたイングランド史、なかでも封建国制の解釈は、ジェイムズ・ハリントンの影響下にある。18世紀においてハリントンの弟子を自称するいわゆるネオ・ハリントニアンではなく、むしろヒュームこそがハリントンの中心主張を継承したことについて、さしあたり Inuzuka Hajime, ‘David Hume’s Politics: Inheritance and Renewal of the Traditional Political Thought’, *Discussion Paper Series* (Institute of Social Science, University of Tokyo) <<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/discussion/>>, F-113, 2004を参照。

20) ヒュームは一般に、政治システムが制度化された状態、つまりその担い手の資質や意向に左右されることなくシステムが作動する状態を‘regular’（「規則的な（正規の）」）と形容する。大憲章は‘regular limits on royal power’をもたらした（第14段落）。なお、こうした‘regular’の用法は、大陸自然法学からの継承である可能性がある。ザムエル・プーフエンドルフの同概念について、Hans E. Bödeker, ‘Debating the *Respublica Mixta*: German and Dutch Political Discourses around 1700’, in eds. van Gelderen and Skinner, *Republicanism: A Shared European Heritage*, Vol. I, pp.234-5を参照。

21) ヒュームは「チューダー朝で王権が拡大したと主張したのは私が初めて」との自負を持っていた（‘Of the Coalition of Parties’, in *Essays*, p.644）。

るところ、歴史上においては絶対王政こそが、正義・統治を導入して政治社会と呼ぶにふさわしい社会を確立する役割を担ったのである(第14段落)²²⁾。

では、絶対王政のもたらした「法の規則的な執行」こそ、ヒュームが第二の自由たる「政治的自由」と呼んだものであろうか。否である。チューダー王政においてイングランド史は次の段階へと移行したという歴史理解は、われわれが先に見た、第一の自由たる「個人的自由」の確立をめぐるストーリーにほかならない。王権がよかれあしかれ一元的支配を貫徹したチューダー絶対王政のもとにおいて、「個人的自由」が確立したのである。ヒュームが第13・14段落のほとんどを費やすのは、実のところ、この「個人的自由」の成立史なのである。しかし、ヒュームはごく簡潔にその次の段階を論じている。チューダー期に「法の規則的な執行」が保障されたことを土台にして、イングランドは「その次の時代」——前期・後期スチュアート王政期——に、試行錯誤しながらさらに次の段階へと進んだ。「法の規則的な執行」を前提にしてこそ、その次に「自由の規則的で衡平な体系」の樹立が可能になったのである。つまり、「政治的自由」をめぐるこの議論におけるヒュームの強調点は、「法の規則的な執行によって、その次の時代に人々は、自由の規則的で衡平な体系を打ち立てることが可能となった」という論述にあると考えるべきである(第14段落)。ここにおいて確立したのが「もっとも完全な統治」であり、それは「統治」と「自由」とが両立する「これまで統治と両立しうと思われたもののなかでもっとも完全でもっとも厳格な自由の体系」である。それは名誉革命によって確定した混合政体——国王と議会の政治権力の両立を可能にした政体——にほかならない(第15段落)²³⁾。ヒュームが論じる「政治的自由」とは、適切にいうならば人ではなく国制が獲得するものであり、それは、政治権力が政治機構において——つまり混合政体を採用することにより——制限された国制の状態を示す概念なのである²⁴⁾。

ヒュームはイングランド史に、三つの社会状態(二段階の発展)を見いだしている。(a) 貴族が実力支配する社会、(b) 政治的支配・法規範が一元的に貫徹した「文明化された君主政」(チューダー絶対王政)²⁵⁾、(c) さらにそのうえ政治権力そのものが制度的に制限された、名誉革命によってイングランドにおいてのみ達成された混合政体、という三つがそれである。このヒュー

22) 従ってここにおいて、絶対王政は政治社会とは両立しないとするジョン・ロックの有名な所説との対立は不可避である。ヒューム自身、この点に自覚的である(‘Of the Original Contract’, in *Essays*, pp.486-7)。

23) 『イングランド史』第六巻末では名誉革命以後の英国国制について、「統治の最善のシステムではないにせよ、少なくとも自由の最も完全なシステム(the most entire system of Liberty)」とする(*History*, VI: 531)。

24) ヒュームは‘civil liberty’概念を混合政体と互換的に用いる(*History*, IV: 368; VI: 447-8; cf. *A Treatise of Human Nature*, eds. D. F. Norton and M. J. Norton, Oxford University Press, 2000, Book 3, Part 2, Sec. 10)。『論集』に取められた論考‘Of Civil Liberty’は、混合政体たる「自由な政府」と「文明化された君主政」とを対照するものである(in *Essays*, esp. p.89)。

25) 近代ヨーロッパ世界を代表する政体である「文明化された君主政」が、法規範の一元化を達成した絶対君主政にほかならない点につき、‘Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences’, in *Essays*, p.125。

ムの歴史理解は、政治社会の形成・発展をめぐる議論にほかならない。そして彼の二つの自由論とは、この段階的な国制史の見取り図を自由論の形式において展開したものであった²⁶⁾。

ヒュームが『イングランド史』において論駁したのは、最終段落に明らかなように、古き良き国制に訴えかける政治論、いわゆる古来の国制論である。イングランド混合国制は段階的に発展してきた産物なのであり、過去にモデルを見いだすことはできない——ヒュームのこうした主張は、チューダー絶対王政と名誉革命とに二つの決定的な断絶を見いだすイングランド史解釈に支えられていた。そして、この歴史理解こそが『イングランド史』全体の中心主題であった。

（犬塚 元）

26) ここで参照されるべきは論考「統治の起源」である。ヒュームによれば、「権力 (authority)」は「政治社会が存在するための本質」であり、他方において「自由」は「政治社会の完成」である ('Of the Origin of Government', in *Essays*, pp.40-1)。この論考においてヒュームは政治社会の形成・発展の過程として、まず「権力」が確立し、次にそれに加えて「自由」が確立する二段階の発展を想定しているが、『イングランド史』のこの小括に読み取ることができるのはこれと全く同じ過程である。本文中に引用したように、ヒュームは名誉革命によって、「統治 (government)」と「自由」とが両立する国制が確立したと捉えている (see also *History*, VI: 533)。やや図式的ではあるが、「権力」(あるいは「統治」と「自由」とからなる二段階論を、自由論としてパラフレーズしたものが「個人的自由」と「政治的自由」の二段階論であり、それぞれの段階に対応している政体が「文明化された君主政」と英国混合政体である、というのが本稿の理解である。これに対してフォーブズは、ヒュームのこの二つの自由概念とは、単に「法の支配」の量的な多寡（ないし厳密さの程度）が異なるのみで、両者に質的な違いはないと解釈する (Forbes, 'Politics and History in David Hume', *Historical Journal*, VI, 1963, esp. p.119; ditto, 'Introduction' to his edition of Hume, *History of Great Britain*, Pelican Books, 1970, pp.15, 20, 30, 39; ditto, *Hume's Philosophical Politics*, 1975, esp. ch. 5; ditto, 'The European, or Cosmopolitan, Dimension in Hume's Science of Politics', *British Journal for Eighteenth-Century Studies*, I, 1978, p.58)。この理解は、彼がヒュームの「文明化された君主政」論の意義を重視することに対応しているが、他方において、「政治的自由」ないし混合政体をめぐるヒュームの議論を軽視することと表裏一体のものであった。結果としてフォーブズは、『イングランド史』を単に文明の漸増的な発展史———ここにおいてイングランド史はヨーロッパ文明史に回収される———と解釈するにとどまる (see also Schmidt, *David Hume: Reason in History*, pp.402-3)。この点について、Inuzuka, 'David Hume's Politics', esp. pp.13-9を参照。